

# 介護の森山 居宅介護支援事業所運営規程

## (事業の目的)

第1条 営利法人介護の森山合同会社が開設する介護の森山（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。また、要支援状態にある高齢者に対しても、地域包括支援センター（出雲市高齢者あんしん支援センター・指定介護予防事業者）からの委託を受けて、適正な予防居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。また、利用者の人権の擁護、虐待の防止に配慮する。利用者の人権の擁護、虐待の防止に配慮するために、常に、相手のためになるのか否かを問い合わせながらコミュニケーション技術にもとづいて会話をすすめていく。プライバシーを守り、伺った話は、本人の許可なしには、第三者へは話しません

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのない公正中立に行う。そのため、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介する。また、前6ヶ月間に作成したケアプランの総数における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下、訪問介護等という。）の各サービスの利用割合及び前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合を説明し理解を得る。そのうえで、介護保険等関連情報その他必要な情報を様々な媒体により活用し、利用者が生活問題の解決のために、複数の各サービス事業者から最適な事業者を選択できるようにする。

4 事業の実施に当たって、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、介護支援専門員の就業環境が害されないよう配慮する。当事業所に、職員が複数になった時には、同項を履行していく。

5 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための指針、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を作成し、有事の際に必要な措置を講ずる。職員も当該業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に行い、定期的に計画の見直しをする。感染症発生については、感染症対応マニュアルに沿った対応に心がけている。国や県、市など関係省庁・行政からの指導も受けていく。災害発生時のための、避難用物品を常備しており、行政の指導のもと避難する。訓練なども行政の指導のもと行っていくが、事業所における訓練は、職員が複数になった時に行っていく。

6 感染症の予防及びまん延防止のための措置については、検討委員会をおおむね6月に1回開催して介護支援専門員に周知を図る。措置のための指針を整備し、自由に閲覧できるよう書面で備える。また、研修、

訓練も定期的に行う。

- 7 利用者への虐待の防止のための指針を整備し、対策委員会を定期的に開催して、年に一回以上研修し、担当者を置いて、介護支援専門員に周知徹底を図る。また、事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。
- 8 事業の実施にあたり、記録の作成、保存その他これらに類するもののうち、書面や電磁的記録も活用し、交付や同意、承諾などにも相手の承諾を得て、活用していく。
- 9 事業の実施に当たっては、出雲市、地域包括支援センター（出雲市高齢者あんしん支援センター）、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。当事業所には、一人の介護支援専門員がおり、他には職員がいないことから、事業の実施に当たっては、出雲市、出雲市高齢者あんしん支援センターから常に指導を受け、連携を図っているとともに、手厚いサポートもいただいている。今後も、何か変わった事態が起きた時には、相談指導を受けていき、利用者様方への被害を最小にしていく所存です。

#### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 介護の森山
- ② 所在地 出雲市荒茅町412

#### （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- ② 介護支援専門員 1名（常勤兼務職員1名、管理者と兼務）  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

#### （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から木曜日までとする。ただし、金・土・日曜日・祝祭日、年末年始を除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

#### （居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内・利用者宅・その他の場所
- ② 使用する課題分析票の種類 アセスメントシート・再アセスメントシート等
- ③ サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内・利用者宅・その他の場所
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- ⑤ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

実施地域を越えた地点から、片道おおむね5キロメートル以上ののみ1キロメートルあたり100円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支

払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、出雲市とする。

（事故発生時の対応）

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（その他運営についての留意事項）

第9条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を適宜設ける。

① 採用時研修 採用後3ヵ月以内

② 繼続研修 年複数回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は同法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。